

京都地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国(下京税務署長)

平成25年3月26日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	下京税務署長
	小西 弘之
被告指定代理人	倉野 敏行
同	松本 淳
同	吉田 崇
同	高橋 泰夫
同	小西 弘樹
同	井手 繁樹
処分行政庁指定代理人	中島 孝一
同	雨嶋 通明

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成23年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 処分行政庁が、平成19年7月6日付けで行った原告の平成14年分所得税の決定処分及び加算税の賦課決定処分、平成17年分所得税の決定処分及び加算税の賦課決定処分並びに平成18年分所得税の決定処分及び加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成20年12月2日付け異議決定により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、処分行政庁から、不動産貸付及び外国為替証拠金取引等に係る所得があるとして、平成14年、平成17年及び平成18年分の所得税の各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分を受けたことに対し、これら各処分(ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの)の取消しを求めるとともに、違法な税務調査によって休業を余儀なくされ経済的損害を被るとともに、精神的・身体的苦痛を被ったとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、A（社名は当時のもの。以下同じ。）B（以下「B」という。）に勤務するものである（乙20）。

乙（以下「乙」という。）は、原告の母であり、身体障害者福祉法4条所定の身体障害者である（甲4）。

(2) 原告は、平成13年ころから、外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行っていたほか、平成15年2月ころからは、商品先物取引を行っていた（乙18、21、23、28、33、47の1・2、49）。

また、原告は、父丙及び乙と共に京都市南区所在の土地及び建物（以下「本件建物」という。）を所有（原告の共有持分4分の2）しているところ、平成16年4月から、本件建物1階部分を賃貸している（乙43～45、52）。

(3) 原告は、平成14年、平成17年及び平成18年分の所得税の確定申告書を所轄税務署長である処分行政庁に提出しなかった。

(4) 下京税務署職員は、原告について平成19年4月ないし6月に、乙について同年5月及び6月に、それぞれ自宅訪問等の税務調査（以下「本件税務調査」という。）を実施した（乙2、25）。

(5) 処分行政庁は、本件税務調査の結果、原告及び乙にはいずれも各人名義でされたFX取引等に係る所得が生じていたことから、これらがそれぞれその名義人に帰属する所得と判断し、平成19年7月6日付けで、原告に対しては、平成14年、平成17年及び平成18年分の所得税の各決定処分（以下「本件各決定処分①」という。）並びに無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分①」といい、本件各決定処分①と併せて「本件各課税処分①」という。）を、乙に対しては、平成14年、平成15年、平成17年及び平成18年分の所得税の各決定処分（以下「本件各決定処分②」という。）並びに平成15年分の無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分②」といい、本件各決定処分②と併せて「本件各課税処分②」という。）をそれぞれ行った（甲8～10、乙27の1～4）。

(6) 原告及び乙は、それぞれ、平成19年9月3日に、処分行政庁に対し、本件各課税処分①及び本件各課税処分②に対する異議申立てを行った（甲11～13）。

処分行政庁は、平成20年12月2日付けで、本件各課税処分①についてはそれぞれ一部を取り消す旨の異議決定をするとともに、本件各課税処分②についてはその全部を取り消す旨の異議決定をした（甲14、乙32）。

原告は、上記異議決定後の本件各課税処分①になお不服があるとして、平成21年1月6日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年12月24日付けで、同審査請求を棄却した（甲15～18）。

(7) 原告に係る具体的な課税の経緯は、別表「課税の経緯」記載のとおりである。

また、被告が本件訴訟において主張する本件各課税処分①の根拠は、別紙「本件各課税処分①の根拠」のとおりである。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件税務調査並びに本件各課税処分①及び②が、国家賠償法上、違法といえるか（原告の主張）

本件税務調査並びに本件各課税処分①及び②は、以下の理由により、国家賠償法上、違法と

いうべきである。

ア 昭和49年6月3日の第72回国会衆議院本会議で採択された請願中には「税法行政の改善については、税務調査に当たり、事前に納税者に通知するとともに、調査の理由を開示すること」とあるところ、下京税務署職員は、平成19年4月13日、これを無視し、原告に事前通知をせずに突然原告宅を訪問した。

イ 原告は、下京税務署職員に対し、本件税務調査につき、客観的な必要性を含めた調査理由の開示を求めたが、同職員はこれを拒絶した。その後も、再三にわたり下京税務署に対して上記調査理由の開示を求めているが、いまだに回答がされていない。

ウ 下京税務署職員は、原告がその勤務先への訪問や電話を禁止したにもかかわらず、これを無視して原告の勤務時間中に勤務先へ電話をかけたり、勤務先を訪問したほか、多岐多方面にわたり不必要な反面調査を実施した。

エ その他、下京税務署は、原告に対し、一方的かつ不当に本件課税処分①を行った。また、下京税務署は、乙に対しても違法な本件税務調査を実施し、不当な本件課税処分②を行った。
(被告の主張)

本件税務調査は、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目について、質問検査の必要があり、かつ、これと原告の私的利益との衡量において社会通念上相当な程度にとどまり、合理的な選択がされたものであって、適法というべきである。

原告の主張アについて、事前通知は、税務調査をするに当たっての法律上の要件ではなく、事前通知がないことによって直ちに所得税法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）234条1項の質問検査権に基づく税務調査が違法になるというものではない。

原告の主張イについて、調査理由の開示は、税務調査をするに当たっての法律上の要件ではなく、調査担当者が具体的な調査理由を調査対象者に開示しなかったとしても、そのことによって税務調査が違法となるものではない。加えて、下京税務署職員は、本件税務調査に際し、原告に対し、所得税の関係の調査である旨告げており、それ以上に具体的な調査理由を開示する必要があったとは認められない。

原告の主張ウについて、下京税務署職員による反面調査は、下京税務署職員の再三再四にわたる調査協力要請にもかかわらず、原告がこれに応じなかったために開始されたものであり、調査権限を有する税務職員の合理的な判断の範囲内である。

原告の主張エについて、上記のとおり、乙に対する本件税務調査は適法である。また、本件課税処分①及び②は、下京税務署職員において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然に行ったものとは認められないから、違法とはいえない。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

原告は、違法な本件税務調査並びに本件各課税処分①及び②により、次のとおり損害を被った。

ア 経済的損害	216万6300円
(ア) 給与減額	167万6600円
(イ) 平成19年度冬季賞与減額	7700円
(ウ) 平成20年度夏季賞与減額	43万8200円
(エ) 平成20年度冬期賞与減額	4万3800円

イ 慰謝料

283万3700円

(被告の主張)

争う。

(3) 本件各課税処分①の前提となる税務調査に違法があるか

(被告の主張)

前記(1)のとおり、原告に対する本件税務調査は適法であるから、本件各課税処分①も適法である。また、税務調査についての違法は、調査の手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等の重大な違法を帯びるような場合に、当該調査に係る課税処分の違法事由となると解されているところ、本件においてそのような違法がないことは明らかである。

(原告の主張)

前記(1)のとおり、本件税務調査は違法であり、したがって、本件課税処分①も違法である。

(4) 納付すべき税額の算出過程に誤りがあるか

(被告の主張)

本件各決定処分①における納付すべき税額の算出根拠は、別紙「本件各課税処分①の根拠」の第1記載のとおりであり、その計算は、異議調査時に原告から提示された請求書・領収書等や関係者に対する照会の結果に基づいて行われたものであるし、必要経費については、裏付け資料のない費用等を否認したものであって、その過程に誤りはない。

原告は、乙名義のFX取引に係る所得が原告に帰属しない旨を主張するが、原告及び乙が、原告に対する本件各課税処分①及び乙に対する本件各課税処分②に対する異議申立てに係る調査において、処分行政庁に対し、乙はFX取引のことを知らず、原告が乙名義のFX取引に関係する預金口座を管理し、FX取引を指示していた旨の覚書(乙31)を提出していることなどに照らすと、上記所得が原告に帰属することは明らかである。

(原告の主張)

本件各決定処分①における納付すべき税額の算出過程には、以下のとおり、誤りがある。

ア 被告は、原告におけるFX取引に基因する雑所得の金額として、上記各年度分についてもいずれも乙名義分の収入を計上するが、これらはいずれも原告の口座から得られた雑収入でもなく、原告の資金によって得られた雑収入でもないもので、明らかな誤りである。

イ その他、①平成18年分の不動産所得に係る総収入金額が過大に算出されている、②不動産所得に係る必要経費の金額が過少に算出されている、③FX取引に基因する雑所得及び商品先物取引に基因する雑所得に係る必要経費の金額が過少に算出されている、④原告が支払った通院費等は医療費控除の対象となり、原告が支払った介護保険料は社会保険料控除の対象となること、これらが考慮されていない点において、誤りがある。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件税務調査並びに本件各課税処分①及び②が、国家賠償法上、違法といえるか)について

(1) 前提事実と証拠(乙1~3、4の1・2、5の1・2、6、7の1・2、8、9の1・2、10の1・2、11、12の1・2、13、14の1・2、15、17~26、28)及び弁論の全趣旨によれば、本件税務調査の経過等につき、次の事実が認められる(日付はいずれも平成19年である。)

ア 下京税務署職員は、原告がFX取引で利益を得ているにもかかわらず、確定申告を行っていないことが想定されたため、4月13日、調査日時を事前に通知することなく、2回にわたり原告宅を訪れたが、いずれも不在であった。そこで、同職員は、所得税の調査のため来訪したが不在であったこと、同月16日午後1時30分ころに再度訪問する予定であること等を記載した連絡文書を原告宅に投函した。

下京税務署職員は、同月16日午後1時30分ころ、原告宅に赴いたが不在であったため、上記同様の連絡文書を原告宅に投函した。

これに対し、原告は、同月17日、手紙により、基本的に昼間は勤務中であり自宅には不在であること、所得税については勤務先に任せていること、下京税務署の電話受付時間中は原告の勤務時間帯であり電話ができないこと、原告への用件は手紙で連絡されたいことなどを回答した。

イ 下京税務署職員は、4月19日、同月26日午後6時30分ころに原告宅に電話をすること、都合が悪いときには都合の良い日を併せて連絡されたい旨記載した連絡文書を原告宛に郵送した。

これに対し、原告は、同月23日、手紙により、指定された日時は通院中であり不在であること、連絡は文書でされたいことなどを回答した。

ウ 下京税務署職員は、原告の上記対応を受け、原告から直接聴取を行うため、原告の勤務先を訪問することとし、5月9日、原告に対し、同月23日午前11時50分ころに原告の勤務先を訪問することのほか、「お尋ねしたい事項」や「御用意願いたいもの」（所得計算に必要な書類の準備など）等を記載した連絡文書を郵送した。

これに対し、原告は、同月14日、手紙により、指定された日時は勤務時間帯であること、調査の日時、場所、目的、理由、担当者名、人数などを具体的に書面により明らかにされることを待つて返答することなどを回答した。

下京税務署職員は、同日、上記回答を受け、原告宅に電話をしたが、不在であったため、留守番電話に伝言を残すとともに、翌15日にも電話をしたが、誰も応答することはなかった。

これに対し、原告は、同月17日、留守電録音は生命に関わる緊急連絡のみとしており、書面で連絡されたいことなどを回答した。

エ 下京税務署職員は、文書のやりとりだけでは、調査の進展は望めないと考え、5月23日午前11時40分、原告からの手紙に給与支払者として記載されていたCに赴き、下京税務署の職員であることは名乗らずに原告への取り次ぎを依頼したところ、原告はBに勤務しており、また、同日原告は休んでいるとのことであった。

オ 下京税務署職員は、5月23日以降、原告宅へ訪問及び電話を各2回（いずれも同月23日及び24日）、原告の勤務先へ電話を2回（同月24日）それぞれ行うとともに、同月29日に原告の勤務先に訪れること、「お尋ねしたい事項」として「平成15～18年分の所得税の確定申告について、雑所得（外国為替証拠金取引）があるため、確定申告が必要と思われます。」、「御用意願いたいもの」として「所得計算に必要な帳簿書類など」等と記載した連絡文書を、原告宅に投函して、原告に対し重ねて調査協力を要請した。

これに対し、原告は、同月25日、手紙により、指定された日時は勤務時間帯であること、調査の理由や原告が調査選定の対象となった経緯について回答されるのを待つて対応する

ことなどを回答した。

カ 下京税務署職員は、上記手紙の内容から、勤務先で原告と面接するのは困難であると判断し、5月28日、原告宅を訪れたが、不在であった。

そこで、下京税務署職員は、原告に対し、所得税の調査のため、面接して直接聴取を行う必要があること、同月31日午前10時に担当者2名で原告宅を訪問すること、原告宅において面接ができない場合には昼休みに原告の勤務先を訪れること、都合が悪い場合には、同月30日までに担当者まで連絡されたいこと等を記載した文書を投函した。

これに対し、原告は、同月29日、手紙により、原告宅及び勤務先への訪問についていずれも差し支えること、勤務先を通じた連絡は業務遂行の妨害になること、税務調査に協力する意思はあるが、下京税務署職員においてまずもって原告の質問に答えるべきことなどを回答した。

キ 下京税務署職員は、それまでの原告の対応から、これ以上調査協力を要請しても協力を得ることは困難であると判断し、5月30日午後5時50分ころに、原告宅に電話し、留守番電話に「何度も連絡しましたが、電話での連絡をいただいていません。今後こちらで調査を進めさせていただきます。」との伝言を入れた。

その上で、下京税務署職員は、同月31日、原告の勤務先に電話をするも原告と連絡が付かなかったことから、同日午後0時及び午後0時40分に原告の勤務先を訪問し、原告の勤務先に対して、訪問の趣旨を告げるとともに、勤務先を介して原告に対し協力を求めたが、原告はこれを拒絶した。

下京税務署職員は、同日以降は、原告の勤務先への電話1回（6月5日）、原告の勤務先への訪問3回（同月6日、8日及び22日）を行ったが、いずれも原告の給与所得に係る照会文書の依頼等のためであった。

ク 下京税務署職員は、乙が乙名義のFX取引を行ったかどうかについて、乙に確認するため、5月31日、乙に対し、「お尋ねしたい事項」として、「平成15～18年分所得税の確定申告について」、「外国為替証拠金取引について」等と記載した葉書を乙宅宛に郵送したが、乙からは応答がなかった。

ケ 下京税務署職員は、6月1日、D信用金庫八条口支店に赴き、原告及び乙名義等に係る預金等の取引について照会し、後日、その回答を得た。

コ 下京税務署職員は、6月6日、E株式会社F支店（以下「E」という。）に赴き、原告及び乙名義のFX取引の状況等につき、聴取調査等を行った。

また、下京税務署職員は、同日午後1時5分ころ、乙宅を訪問し、乙から、うつ病のため入院する予定であること、2週間くらい前に退院したことなどの説明を受けた。そこで、同職員は、乙の体調を確認しつつ、用件を説明するとともに質問をしたところ、乙は、乙名義のFX取引について、「分からない。」、「覚えていない。」などとあいまいな答えをした。こうしたやりとりの中、乙が「もう来ないで。」などと話し合いを拒絶するような姿勢を示したことから、同日午後1時30分ころ、乙宅を辞去した。

サ 下京税務署職員は、乙名義のFX取引に係る所得の帰属に関し、改めて乙に面接する必要があると考えて、6月20日午後4時30分、乙宅を訪れたが、不在であった。そこで、同職員は、面談の必要性等を記載した連絡文書を乙宅に投函した。

同日午後5時ころ、乙から下京税務署に対し電話があったものの、乙は「自宅に来てほし

くない。」「もう話もしたくない。」など述べて一方的に電話を切った。

下京税務署職員（従前の担当職員とは別の職員。以下同じ。）は、上記電話を受け、今なら乙が在宅していると考え、同日午後5時35分、乙宅を訪れたところ、乙は、「私は何も知らないし、分からない。」と申し立てたので、乙に対し、FX取引は自分のものではない旨の確認書に署名、押印して差し入れるよう申し入れた。この間、乙が、同職員に対し、特段、精神的・身体的苦痛を申し立てることはなかった。

シ 下京税務署職員は、その後乙から何の連絡もなく、乙に上記確認書を提出する意図があるかを確認するため、6月22日午前10時20分ころ、乙宅を訪れたところ、乙は、上記確認書には署名しない旨を述べるとともに、FX取引に関しあいまいな回答に終始し、明確な回答をしないまま調査を拒否するに至った。なお、乙は、面談終了までの約45分間、同職員に対し、特段、精神的・身体的苦痛を申し立てることはなかった。

(2) 所得税法234条1項は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員の質問検査権を定めるところ、その質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているというべきであり、また、実施の日時場所の事前通知、調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知についても、法律上一律の要件とされているものではないと解するのが相当である。

かかる観点から、本件税務調査の違法性につき検討するに、原告は、違法性を基礎付ける事実として、①下京税務署職員が、国会で採択された請願を無視し、事前通知をせずに原告宅を訪問したこと、②下京税務署が、原告からの再三の求めにもかかわらず、調査理由の開示を拒絶していること、③下京税務署職員が、原告の勤務先に訪問したり、電話をかけたほか、不必要な反面調査を実施したことを主張する。

しかしながら、前示のとおり、調査の事前通知や調査理由の開示は法律上の要件ではなく、税務職員が事前通知や調査理由の開示をしなかったからといって、このことから直ちに本件税務調査が違法になるというものではない。そして、前記(1)アの事実によれば、下京税務職員は平成19年4月13日及び同月16日の調査に際し、所得税の調査のため来訪した旨の連絡文書を差し置き、原告においてもこれを確認したことが認められるのであり、それ以上に具体的な調査理由を開示する必要があったとは認められないし、事前通知をしなかった点についても、これを社会通念上不相当とするような事由は見出せない（なお、国会で採択された請願が税務執行に当たって法的な拘束力を有しないことは論を俟たない。）。したがって、原告の上記①及び②の各主張はいずれも失当である。

上記③について、質問検査権の行使は、納税義務者の取引先等に対しても行うことができるところ、前記認定のとおり、原告にあつては、FX取引で利益を上げるなど課税対象となるべき所得を得ている可能性があつたが、下京税務署職員による度重なる調査への協力要請にもかかわらず、言を左右にこれに応じず、所得計算に必要な書類も提出しなかったのであるから、下京税務署職員において、原告の正確な所得を把握することは困難であり、これを把握する手がかりを取引先等に求めるほかなかつたというべきである。そして、その方法も、FX取引の取扱業者であるEや原告が預金を有するD信用金庫に対してその取引状況を照会するものであり、特段、不相当な点は見当たらない。また、前記認定によれば、原告の勤務先への訪問や電話連絡は、原告が調査への協力要請に応じない中、原告から直接事情を聴取するため、原告

に事前予告の上、やむを得ず選択されたものであり、勤務先に対しても、税務職員という身分を明かさないように接触するなど一定の配慮をしていることが認められる。そもそも原告の所得を把握するためには、その給与支払者である原告の勤務先（法定調書〔源泉徴収票等〕の提出義務者に該当する〔所得税法234条1項2号〕。）に対して質問検査をする必要もあったといふべきである。そうすると、原告の上記③の主張も採用できない。

また、原告は、下京税務署が乙に対しても違法な本件税務調査を実施した旨を主張する。しかし、前記認定のとおり、下京税務署職員は乙に対し、あらかじめ調査内容を告げた上、FX取引への関与について直接説明を求めたものであり、その回答が要領を得ないものであったためその調査は数回に及んだものの、乙の病状にも配慮しつつ行われ、不相当な態様のものとは認められない。したがって、乙に対する本件税務調査は、その必要があり、かつ、社会通念上相当な程度にとどまる合理的な選択がされたといふべきであるから、適法であり、これに反する原告の主張は採用できない。

(3) 原告は、本件課税処分①及び②が不当なものである旨を主張するが、その具体的な理由は明らかでない上、これら各処分につき、下京税務署職員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行ったものと推認するに足りる事情も見出せない。したがって、この点に関する原告の主張も失当である。

2 争点(3)（本件各課税処分①の前提となる税務調査に違法があるか）について

税務調査については、その手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にあたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに課税処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解するのが相当である。

本件についてこれをみるに、原告にあつては、前示のとおり、FX取引で利益を上げるなど課税対象となるべき所得を得ている可能性があつたところ、下京税務署職員による度重なる調査への協力要請にもかかわらず、約1か月半にわたり、面会や電話連絡を拒絶するなど一貫して非協力的な姿勢を示し、所得計算に必要な資料等も提出しなかつたものであり、このような経過を踏まえて、下京税務署職員は、原告の勤務先からの聴取調査や取引先に対する反面調査に着手したことが認められる。以上の事情に照らせば、本件税務調査につき、本件各課税処分①が取り消されるべき違法があるといふことはできない。

3 争点(4)（納付すべき税額の算出過程に誤りがあるか）について

被告主張の納付すべき税額の算出根拠は、別紙「本件各課税処分①の根拠」の第1記載のとおりであるところ、原告はその算出過程に誤りがある旨を主張するので検討する。

(1) 乙名義のFX取引に係る所得が原告に帰属するか否かについて

証拠（甲14～18、乙31）及び弁論の全趣旨によれば、原告及び乙は、平成20年11月17日、本件各課税処分①及び②に対する異議申立てに係る調査の中で、処分行政庁に対し、乙はFX取引のことを知らず、原告が乙名義のFX取引に係る預金口座を管理し、FX取引を指示していた旨の覚書を提出したこと、原告は、平成15年分所得税の確定申告書において、乙名義のFX取引に係る所得を自己に帰属するものとして申告したこと、原告自身、異議決定後の本件各課税処分①につき審査請求を行っているが、その中で、乙名義のFX取引に係る所得について自己に帰属することを前提として必要経費の金額のみを争っていることが認められる。

これらの事実からすれば、乙名義のFX取引に係る所得は原告に帰属するといふべきであり、

これに反する原告の主張は採用できない。

(2) 平成18年分の不動産所得に係る総収入金額が過大に算出されているか否かについて

証拠(乙52)及び弁論の全趣旨によれば、原告は平成18年3月20日G株式会社との間で、同社を賃借人として、本件建物のうち1階店舗部分につき、期間同年4月1日～平成21年3月31日、賃料月額8万円及び水道料金月額2000円を毎月末日限り翌月分を支払うとの約定で賃貸借契約を締結したこと、同契約締結に際し、賃借人は礼金32万円を支払うものとされ、礼金は返還されないものと合意されたことが認められ、これらによれば、原告が上記会社から得られる平成18年分の家賃等の収入額は114万円となる。そして、前提事実(2)のとおり、本件建物に係る原告の持分割合は4分の2であるから、上記金額に同割合を乗じた金額が原告の収入金額となり、これが平成18年分の不動産所得に係る総収入金額となる。

したがって、この点に関する被告の計算に誤りはなく、総収入金額が過大に算出されている旨の原告の主張は理由がない。

(3) 平成17年分及び平成18年分の不動産所得に係る必要経費の金額が過少に算出されているか否かについて

不動産所得について、その所得の計算は総収入金額から必要経費を控除して行うものとされているところ(所得税法37条1項)、ある支出が「必要経費」となるためには、当該支出について、収入と何らかの関連があるというのみでは足りず、客観的にみてそれが所得を生ずべき業務と直接関連を持ち、かつ、それが所得を生ずべき業務の遂行上通常必要な支出であることを要するというべきである。

上記観点から、証拠(乙43、44、46)に基づき検討すれば、上記各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費として算入すべき金額は、それぞれ別紙「本件各課税処分①の根拠」の第1の2(1)イ及び3(1)イのとおりであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、本件訴訟において、個別の課税根拠についてあえて反証する必要はない旨主張するのみで、経費の具体的内容を明らかにせず、上記認定を覆すに足りる立証をしない。したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) FX取引及び商品先物取引に基因する雑所得に係る必要経費の金額が過少に算出されているか否かについて

雑所得に係る必要経費の金額についても、上記(3)と同様の観点から検討すべきところ、証拠(乙35)及び弁論の全趣旨に照らし、平成14年分、平成17年分及び平成18年分のFX取引に基因する雑所得に係る必要経費の金額は、それぞれ別紙「本件各課税処分①の根拠」の第1の1(2)イ、2(3)イ及び3(3)イのとおりであり、また、平成17年分及び平成18年分の商品先物取引に基因する雑所得に係る必要経費の金額は、いずれも0円と認めるのが相当である。

上記認定に反する証拠はなく、この点に関する原告の主張は採用できない。

(5) 原告が支払った通院費等は医療費控除の対象となるか否かについて

所得税法73条1項による医療費控除の対象となる「医療費」であるというためには、その費用が、所得税法施行令207条各号が規定するものの対価に該当し、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額のものであることを要するというべきである。

上記観点から、証拠(乙36、40～42、50、51、54、55)に基づき検討すれば、

平成14年分、平成17年分及び平成18年分の医療費控除の額は、それぞれ別紙「本件各課税処分①の根拠」の第1の1(4)ア、2(7)ア及び3(7)アのとおりであると認めるのが相当である。

上記認定に反する証拠はなく、この点に関する原告の主張は採用できない。

(6) 原告が支払った介護保険料は社会保険料控除の対象となるか否かについて

所得税法74条1項は、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除する旨規定するところ、居住者が自己と生計を一にする親族を被保険者とする介護保険料につき控除を受けるには、居住者において上記介護保険料を支払うことが必要である。

原告は、平成17年分及び平成18年分の乙に係る介護保険料につき社会保険料控除の対象となる旨を主張するようであるが、弁論の全趣旨によれば、乙に係る介護保険料は同人に支払われるべき生活扶助費及び年金から直接徴収されていることが認められるのであって、原告がこれを支払ったと認めるに足りない。したがって、この点に関する原告の主張は失当である。

4 本件各課税処分①の適法性について

前記2及び3によれば、原告の平成14年分、平成17年分及び平成18年分の所得税の納付すべき税額は及び無申告加算税の額は、別紙「本件各課税処分①の根拠」記載のとおりであると認められ、これらは、別表「課税の経緯」記載の上記各年分の納付すべき税額及び無申告加算税の額を上回るから、本件各課税処分①はいずれも適法というべきである。

5 以上によれば、原告の各請求は（国家賠償請求については、争点(2)について判断するまでもなく）いずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 瀧華 聡之

裁判官 奥野 寿則

裁判官 堀田 喜公衣

別表

《課税の経緯》

(単位：円)

年分	区 分	確定申告	決定処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決
平成14年分	申告等の年月日		平成19年7月6日	平成19年9月3日	平成20年12月2日	平成21年1月6日	平成21年12月24日
	総所得金額	無 申 告	3,748,270	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	4,028,094	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	棄 却
	内 給与所得の金額		2,663,200		2,663,200		
	内 雑所得の金額		1,085,070		1,364,894		
	所得から差し引かれる金額		888,408		1,390,842		
	内 医療費控除の額		0		502,434		
	内 社会保険料控除の額		425,178		425,178		
	内 その他の所得控除の額		463,230		463,230		
	納付すべき税額		86,800		69,000		
	無申告加算税の額		12,000		9,000		
年分	区 分		確定申告		決定処分等		
平成17年分	申告等の年月日		平成19年7月6日	平成19年9月3日	平成20年12月2日	平成21年1月6日	平成21年12月24日
	総所得金額	無 申 告	7,412,850	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	8,220,292	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	棄 却
	内 不動産所得の金額		△83,193		△170,588		
	内 給与所得の金額		3,287,200		3,287,200		
	内 雑所得の金額		4,208,843		5,103,680		
	商品先物取引に係る雑所得の金額		991,949		991,949		
	所得から差し引かれる金額		970,245		1,958,439		
	内 医療費控除の額		0		338,194		
	内 社会保険料控除の額		487,245		487,245		
	内 障害者控除の額		0		270,000		
内 扶養控除の額	0		380,000				
その他の所得控除の額	483,000	483,000					
納付すべき税額	810,900	781,900					
無申告加算税の額	121,500	117,000					
年分	区 分	確定申告	決定処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁 決
平成18年分	申告等の年月日		平成19年7月6日	平成19年9月3日	平成20年12月2日	平成21年1月6日	平成21年12月24日
	総所得金額	無 申 告	7,182,840	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	7,764,552	の 決 定 処 分 及 び 賦 課 決 定 処 分	棄 却
	内 不動産所得の金額		231,538		131,987		
	内 給与所得の金額		3,588,000		3,588,000		
	内 雑所得の金額		3,363,302		4,044,565		
	商品先物取引に係る雑所得の金額		1,301,192		1,301,192		
	所得から差し引かれる金額		1,032,430		2,142,719		
	内 医療費控除の額		0		460,316		
	内 社会保険料控除の額		549,430		549,403		
	内 障害者控除の額		0		270,000		
内 扶養控除の額	0		380,000				
その他の所得控除の額	483,000	483,000					
納付すべき税額	835,300	740,100					
無申告加算税の額	141,000	123,000					

(注) 「不動産所得の金額」欄の△印は損失の金額を示す。

(別紙)

本件各課税処分①の根拠

第1 本件各決定処分①について

1 平成14年分について

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 給与所得の金額 | 266万3200円 |
| (2) FX取引に基因する雑所得の金額 | 136万4894円 |

原告の平成14年分のFX取引に基因する雑所得の金額は、下記アの金額から下記イの金額を控除した金額である。

- | | |
|---------|-----------|
| ア 総収入金額 | 154万2655円 |
|---------|-----------|

総収入金額は、E株式会社の原告名義分107万3740円、E株式会社の乙名義分45万7585円及びH証券株式会社の原告名義分1万1330円を合計した金額である。

- | | |
|--------|----------|
| イ 必要経費 | 17万7761円 |
|--------|----------|

必要経費は、次の(ア)ないし(オ)のとおりである。

- | | |
|---------------|---------|
| (ア) 振込手数料 | 5010円 |
| (イ) 文献書籍費・雑費 | 9万7557円 |
| (ウ) 消耗品費 | 2万6250円 |
| (エ) 減価償却費 | 4万4944円 |
| (オ) 租税公課(印紙代) | 4000円 |

- | | |
|-----------|-----------|
| (3) 総所得金額 | 402万8094円 |
|-----------|-----------|

総所得金額は、上記(1)の金額及び上記(2)の金額の合計額である。

- | | |
|------------------------|----------|
| (4) 所得から差し引かれる金額(所得控除) | 97万5883円 |
|------------------------|----------|

所得から差し引かれる金額は、下記アないしエの各金額の合計額である。

- | | |
|-----------|---------|
| ア 医療費控除の額 | 8万7475円 |
|-----------|---------|

医療費控除の額は、支払った医療費の金額(保険金等で填補される金額を除く。)のうち、総所得金額の100分の5の金額(上限10万円)を超える部分の金額である(所得税法73条1項)。

- | | |
|----------------|-----------|
| (ア) 支払った医療費の金額 | 173万0915円 |
|----------------|-----------|

支払った医療費の金額は、次のaないしcの合計額である。

- | | |
|--------|-----------|
| a 医療費 | 166万3430円 |
| b 医薬品代 | 2165円 |
| c 通院費 | 6万5320円 |

- | | |
|------------------|-----------|
| (イ) 保険金等で填補される金額 | 154万3440円 |
|------------------|-----------|

- | | |
|-------------|----------|
| イ 社会保険料控除の額 | 42万5178円 |
|-------------|----------|

- | | |
|----------------------------|---------|
| ウ 生命保険料控除の額及び損害保険料控除の額の合計額 | 8万3230円 |
|----------------------------|---------|

- | | |
|--------|------|
| エ 基礎控除 | 38万円 |
|--------|------|

基礎控除の額は、所得税法86条に規定された金額である。

- | | |
|----------------|-----------|
| (5) 課税総所得金額の金額 | 305万2000円 |
|----------------|-----------|

課税総所得金額は、上記(3)の金額から上記(4)の金額を控除した金額である(1000円未満切捨て)。

(6) 課税総所得金額等に対する税額	30万5200円
課税総所得金額等に対する税額は、平成18年法律第10号による改正前の所得税法89条1項1号に基づいて、上記(5)の金額に100分の10を乗じて算定した金額である(100円未満切捨て)。	
(7) 住宅借入金(取得)等特別控除の額	13万7500円
(8) 定率減税額	3万3540円
(9) 源泉徴収税額	3万1900円
(10) 納付すべき税額	10万2200円

納付すべき税額は、上記(6)の金額から、上記(7)の金額、上記(8)の金額及び上記(9)の金額をそれぞれ差し引いた金額(100円未満切捨て)である。

2 平成17年分について

(1) 不動産所得の金額	△20万1175円
不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額であるところ、不動産所得の金額は、下記アの金額から下記イの金額を控除した金額である。	
ア 総収入金額	7万6797円
総収入金額は、本件建物に係る家賃収入等の金額に不動産所得の基因となる建物(本件建物)及び土地における原告の持分4分の2(以下「本件持分割合」という。)を乗じた金額である。	
イ 必要経費	27万7972円
必要経費は、次の(ア)ないし(ウ)のとおりである。	
(ア) 開業費償却費	6万7275円
(イ) 修繕費	1万1205円
修繕費の金額は、次のaからbを控除した金額に、本件持分割合を乗じた金額(端数切り上げ)である。	
a 修繕費の総額	4万0395円
b 家事費部分の金額	1万7986円
(ウ) その他の経費	19万9492円
その他の経費の金額は、次のaないしcの合計額である。	
a 租税公課	1万5348円
b 減価償却費	13万0277円
c 借入金利子	5万3867円
(2) 給与所得の金額	328万7200円
(3) FX取引に基因する雑所得の金額	510万3680円

原告の平成17年分のFX取引に基因する雑所得の金額は、下記アの金額から下記イの金額を控除した金額である。

ア 総収入金額	536万6663円
総収入金額は、E株式会社の原告名義分108万6883円、E株式会社の乙名義分98万6820円及びI証券の原告名義分329万2960円を合計した金額である。	
イ 必要経費	26万2983円
必要経費は、次の(ア)ないし(オ)のとおりである。	

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (ア) 手数料 | 17万1000円 |
| (イ) 振込手数料 | 1680円 |
| (ウ) 通信費 | 1619円 |
| (エ) 文献書籍費・雑費 | 4万3740円 |
| (オ) 減価償却費 | 4万4944円 |
| (4) 分離課税の商品先物取引に基因する雑所得の金額 | 99万1949円 |
| (5) 総所得金額 | 822万9207円 |
- 総所得金額は、上記(2)の金額及び上記(3)の金額の合計額から、上記(1)の金額のうち3万9502円を除く金額を控除した金額である。
- | | |
|----------------------|----------|
| (6) 分離課税の先物取引に係る所得金額 | 99万1949円 |
|----------------------|----------|
- 分離課税の先物取引に係る所得金額は、上記(4)の金額である。
- | | |
|-------------------------|-----------|
| (7) 所得から差し引かれる金額 (所得控除) | 180万1315円 |
|-------------------------|-----------|
- 所得から差し引かれる金額は、下記アないしカの各金額の合計額である。
- | | |
|-----------|----------|
| ア 医療費控除の額 | 18万1070円 |
|-----------|----------|
- 医療費控除の額は、支払った医療費の金額のうち、総所得金額の100分の5の金額(上限10万円)を超える部分の金額であり(所得税法73条1項)、支払った医療費の金額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計額である。
- | | |
|----------|----------|
| (ア) 医療費 | 22万8180円 |
| (イ) 医薬品代 | 6300円 |
| (ウ) 通院費 | 4万6590円 |
- | | |
|----------------------------|----------|
| イ 社会保険料控除の額 | 48万7245円 |
| ウ 生命保険料控除の額及び損害保険料控除の額の合計額 | 10万3000円 |
- | | |
|-----------|------|
| エ 障害者控除の額 | 27万円 |
|-----------|------|
- 原告には、障害者である扶養親族として乙があるため、障害者控除の額として、平成22年法律第6号による改正前の所得税法79条2項に規定された額が控除される。
- | | |
|----------|------|
| オ 扶養控除の額 | 38万円 |
|----------|------|
- 原告は、扶養親族として乙があるため、扶養控除の額として、平成18年法律第10号による改正前の所得税法84条1項に規定された金額が控除される。
- | | |
|--------|------|
| カ 基礎控除 | 38万円 |
|--------|------|
- 基礎控除の額は、所得税法86条に規定された額である。
- | | |
|-----------------|-----------|
| (8) 課税総所得金額等の金額 | |
| ア 課税総所得金額 | 642万7000円 |
- 課税総所得金額は、上記(5)の金額から上記(7)の金額を控除した金額である(1000円未満切捨て)。
- | | |
|--------------------|----------|
| イ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 | 99万1000円 |
|--------------------|----------|
- 先物取引に係る課税雑所得等の金額は、平成19年法律第6号による改正前の租税特別措置法41条の14第1項の規定に基づき、上記アの課税総所得金額とは区分して課税され、その金額は、上記(6)の金額である(1000円未満切捨て)。
- | | |
|--------------------|--|
| (9) 課税総所得金額等に対する税額 | |
|--------------------|--|

ア 課税総所得金額に対する税額 95万5400円
 課税総所得金額に対する税額は、平成18年法律第10号による改正前の所得税法89条1項に基づいて、330万円に100分の10を乗じた金額33万円、及び330万円を超え上記(8)アの金額以下の金額に100分の20を乗じた金額62万5400円を合算した金額である(100円未満切捨て)。

イ 先物取引に係る課税雑所得に対する税額 14万8650円
 先物取引に係る課税雑所得に対する税額は、平成19年法律第6号による改正前の租税特別措置法41条の14第1項に基づいて、上記(8)イの金額に100分の15を乗じて算定した金額である。

(10) 住宅借入金(取得)等特別控除の額 8万9900円

(11) 定率減税額 20万2830円

(12) 源泉徴収税額 2800円

(13) 納付すべき税額 80万8500円

納付すべき税額は、上記(9)アの金額と同イの金額との合計額110万4050円から、上記(10)～(12)の各金額をそれぞれ差し引いた金額(100円未満切捨て)である。

3 平成18年分について

(1) 不動産所得の金額 28万2987円

不動産所得の金額は、下記アの金額から下記イの金額を控除した金額である。

ア 総収入金額 57万円

総収入金額は、本件建物に係る家賃収入等の金額114万円(うち家賃収入として82万円、礼金として32万円)に本件持分割合を乗じた金額である。

イ 必要経費 28万7013円

必要経費は、次の(ア)ないし(ウ)のとおりである。

(ア) 開業費償却費 6万7275円

(イ) 修繕費 2万5576円

(ウ) その他の経費 19万4162円

a 租税公課 1万4029円

b 減価償却費 13万0277円

c 借入金利子 4万9856円

(2) 給与所得の金額 358万8000円

(3) FX取引に基因する雑所得の金額 404万4519円

原告の平成18年分のFX取引に基因する雑所得の金額は、下記アの金額から下記イの金額を控除した金額である。

ア 総収入金額 418万1192円

総収入金額は、E株式会社の原告名義分120万4585円、E株式会社の乙名義分81万7890円及びI証券の原告名義分215万8717円を合計した金額である。

イ 必要経費 13万6673円

必要経費は、次の(ア)ないし(エ)のとおりである。

(ア) 振込手数料 1050円

(イ) 文献書籍費・雑費 3万2163円

(ウ) 消耗品費	3万8000円
(エ) 減価償却費	6万5460円
減価償却費の金額は、次のaとbの合計額である。	
a 平成13年12月23日取得パソコン分	6241円
b 平成18年6月6日取得パソコン分	5万9219円
(4) 分離課税の商品先物取引に基因する雑所得の金額	130万1192円
(5) 総所得金額	791万5506円
総所得金額は、上記(1)～(3)の各金額の合計額である。	
(6) 分離課税の先物取引に係る所得金額	130万1192円
分離課税の先物取引に係る所得金額は、上記(4)の金額である。	
(7) 所得から差し引かれる金額 (所得控除)	205万9922円
所得から差し引かれる金額は、下記アないしカの各金額の合計額である。	
ア 医療費控除の額	37万7519円
医療費控除の額は、支払った医療費の金額のうち、総所得金額の100分の5の金額(上限10万円)を超える部分の金額であり(所得税法73条1項)、支払った医療費の金額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計額である。	
(ア) 医療費	41万7485円
(イ) 医薬品代	5964円
(ウ) 通院費	5万4070円
イ 社会保険料控除の額	54万9403円
ウ 生命保険料控除の額及び損害保険料控除の額の合計額	10万3000円
エ 障害者控除の額	27万円
オ 扶養控除の額	38万円
カ 基礎控除	38万円
(8) 課税総所得金額等の金額	
ア 課税総所得金額	585万5000円
課税総所得金額は、上記(5)の金額から上記(7)の金額を控除した金額である(1000円未満切捨て)。	
イ 先物取引に係る課税雑所得等の金額	130万1000円
先物取引に係る課税雑所得等の金額は、平成19年法律第6号による改正前の租税特別措置法41条の14第1項の規定に基づき、上記アの課税総所得金額とは区分して課税され、その金額は、上記(6)の金額(130万1192円)である(1000円未満切捨て)。	
(9) 課税総所得金額等に対する税額	
ア 課税総所得金額に対する税額	84万1000円
課税総所得金額に対する税額は、平成18年法律第10号による改正前の所得税法89条1項に基づいて、330万円に100分の10を乗じた金額33万円、及び330万円を超え上記(8)アの金額(585万5000円)以下の金額に100分の20を乗じた金額5万1000円を合算した金額である(100円未満切捨て)。	
イ 先物取引に係る課税雑所得に対する税額	19万5150円

先物取引に係る課税雑所得に対する税額は、平成18年法律第10号による改正前の所得税法41条の14第1項に基づいて、上記(8)イの金額(130万1000円)に100分の15を乗じて算定した金額である。

(10) 住宅借入金(取得)等特別控除の額	8万4000円
(11) 定率減税額	9万5215円
(12) 源泉徴収額	7万4700円
(13) 納付すべき税額	78万2200円

納付すべき税額は、上記(9)アの金額と同イの金額との合計額103万6150円から、上記(10)～(12)の各金額をそれぞれ差し引いた金額(100円未満切捨て)である。

第2 本件各賦課決定処分①について

1 平成14年分について

本件各賦課決定処分①のうち平成14年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分時点で客観的に存在した無申告加算税の額は、無申告加算税の基礎となる税額(上記第1の1(10)の納付すべき税額である10万2200円から1万円未満の端数を切り捨てた10万円)に100分の15の割合を乗じて計算した1万5000円である。

2 平成17年分について

本件各賦課決定処分①のうち平成17年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分時点で客観的に存在した無申告加算税の額は、無申告加算税の基礎となる税額(上記第1の2(13)の納付すべき税額である80万8500円から1万円未満の端数を切り捨てた80万円)に100分の15の割合を乗じて計算した12万円である。

3 平成18年分について

本件各賦課決定処分①のうち平成18年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分時点で客観的に存在した無申告加算税の額は、無申告加算税の基礎となる税額(上記第1の3(13)の納付すべき税額である78万2200円から1万円未満の端数を切り捨てた78万円)に100分の15の割合を乗じて計算した11万7000円である。

さらに、平成18年法律第10号による改正後の国税通則法66条2項の規定により、加算される無申告加算税の基礎となる税額は、上記納付すべき税額78万円から50万円を控除した28万円であるから、加算される無申告加算税の額は、これに100分の5の割合を乗じて算出した1万4000円となる。

そうすると、本件各賦課決定処分①の時点で客観的に存在した無申告加算税の額は、上記のとおり、国税通則法66条1項により課される無申告加算税の額11万7000円と、同条2項により加算される無申告加算税の額1万4000円とを合計した13万1000円である。

以上